

信託

伊藤 宏一
Ito Koichi

千葉商科大学人間社会学部 教授
NPO 法人日本FP協会専務理事、CFP® 認定者、金融経済教育推進会議委員。専攻は、パーソナル
ファイナンス、ソーシャルファイナンス、金融教育、シェアリング・エコノミー、ESG 投資。



信託とは

投資信託の回*で既に触れたように、信託とは、信託法に基づいて、特定の委託者が一定の財産を受託者に信託し、受託者は委託者の信託目的に沿って運用を行い、その受益を受益者(委託者あるいは第三者)にもたすしくみです(図)。例えば土地の信託なら、土地を所有している特定の人(委託者)が、信託銀行を受託者としてその土地を信託し、信託銀行が土地の上に賃貸用建物を建て、そこを借りた借主から賃貸料という形で収益を得、それを委託者(=受益者)に還元するようなしくみです。

家族の数が多かった時には、家族で財産管理ができるので、信託の活用はあまり必要ありま

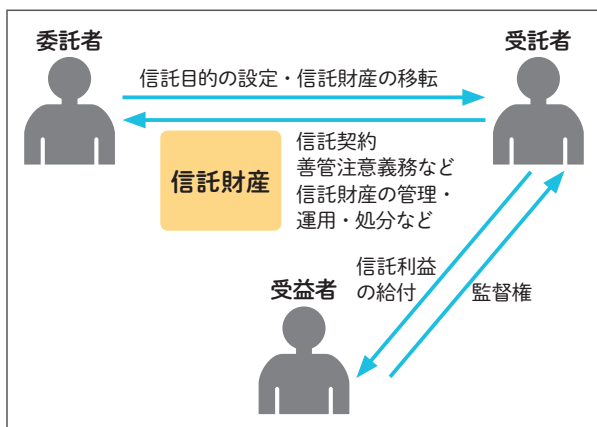


図 信託の基本的なしくみ

※受益者は、委託者の子どもなど。受益者が委託者と同一のこともある。

せんでした。しかし家族や子どもの数が減り、家族の中だけでは財産管理ができなくなってきたので、信頼できる外部の委託者に財産を委託する信託のしくみの必要性が増しています。また高齢化が進み、認知症になる人も急速に増大しつつあります。こうした状況に対応して財産管理を行うことができるしくみとして、信託のニーズは増大しています。

信託の英語は信頼を意味する trust です。ですから信託において重要なポイントは、受託者が委託者からの信頼を十分に得ることで、そのため受託者には、信託法上、次のような厳しい義務が課されています。

●**善管注意義務** 受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければならない。

●**忠実義務** 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければならない。

●**分別管理義務** 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産(受託者の所有財産)や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければならない。

なお信託銀行などの金融機関ではなく、家族が受託者になる場合は、外部からは信託契約の締結や信託事務遂行の実態がみえないため、監督・牽制のしくみを工夫する必要があり、親族の1人が信託監督人や受益者代理人になって定期的に受託者をチェックする方法があります。

* ウェブ版「国民生活」2017年1月号「金融商品の基礎講座」第8回 投資信託(1)
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201701_11.pdf

ところで受益者は、受託者に対して信託利益の給付を受ける権利を持っています。そしてこの権利を確保するために、受託者に対して帳簿閲覧請求権や信託違反行為の差止請求権などがあります。こうした受益者の権利を受益権と総称しています。

信託できる財産には、金銭、有価証券、貸付債権などの金銭債権、動産、土地・建物、特許権や著作権などの知的財産権などがあります。

信託と他の制度との比較

信託は契約により生前から活用でき、本人が亡くなった後まで効力が続く契約も可能です。信託以外に財産等の管理に関する制度には次のようなものがあります。

●**法定後見制度** 財産管理だけでなく、生活・医療・介護給付などに関する契約や手続きを行う「身上監護」事務も行います。後見人に対しては家庭裁判所や後見監督人によるチェックがあります。本人の意思決定能力が欠けて初めて利用できます。また原則として財産は維持しかできず、積極的な運用はできません。また本人の生存中のみ機能します。

●**任意後見制度** 本人の判断能力が低下する前に契約を結べます。任意後見人に対して、家庭裁判所や任意後見監督人のチェックがあります。代理権は契約で規定された範囲であり、本人の判断能力が低下しない限り効力は生じませんし、また本人の生存中しか機能しません。

●**遺言** 遺産分割に限らず、子の認知などの身分行為も規定できます。また法律で定められた形式を満たしていなければ無効ですが、いつでも撤回や書き換えができる利点もあります。

信託業の担い手

信託業務は信託銀行ばかりでなく、さまざま

な機関が行っています。まず兼営信託金融機関として信託銀行、都市銀行、地方銀行、信用金庫、農業協同組合等があります。信託銀行は、銀行業務と信託業務の両方を営んでいる銀行で、信託銀行という称号を持つ銀行のことです。また信託業法に基づいて運用型信託会社と管理型信託会社があり、2017年3月現在で、前者は7社、後者は12社あります。また信託契約代理業を営む信託契約代理店と、その他に相続関連業務等に関する代理店を、金融機関のほかに個人や一般の事業法人が行っています。

主要な信託

次のような信託が広く使われています。家族の事情により、さらに多様な信託契約を行うことも可能です。

(1) 結婚・子育て支援信託

祖父母等が孫等に結婚・出産・子育てなどの目的で信託銀行等に金銭を信託することで、1000万円(結婚は300万円)までの贈与税が非課税になります(ただし2019年3月31日までの信託に限る)。

(2) 教育資金贈与信託

祖父母等が孫等に教育資金の目的で信託銀行等に金銭を信託することで、1500万円(塾や習い事など学校等以外の教育資金の支払いに充てる場合は500万円)までの贈与税が非課税になります(ただし2019年3月31日までの信託に限る)。

(3) 特定贈与信託(特定障害者扶養信託)

親族や篤志家等が、障がい者の生活の安定を図ることを目的として金銭等の財産の信託をするものです。信託銀行は信託財産を管理・運用して特定障害者の生活費や医療費等に充てるため、信託財産から定期的に金銭を交付します。

これにより特別障害者(重度の心身障がい者)は6000万円、それ以外の障がい者は3000万円

まで、贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した場合の残余財産は、その相続人または受贈者に交付されます。信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておく、残余財産を寄附して、他の障がい者のために活用することもできます。

(4) 後見制度支援信託

成年後見制度および未成年後見制度による支援を受けている人が、金銭を信託し(信託契約の手続きは後見人が行う)、信託財産の中から、本人の生活費用の定期的交付や医療費など一時金の交付が行われます。

この信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続きは、家庭裁判所の指示書に基づいて行われます。

(5) 遺言代用信託

本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の子や配偶者などを受益者とする信託です。

(6) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を、連続して受益者とする信託です。

(7) 遺言信託・相続関連業務

遺言信託は遺言書の保管から財産に関する遺言の執行を行う信託です。また遺産分割協議のアドバイスや相続財産目録の作成、遺産分割手続きを行うのが相続関連業務です。

(8) 生命保険信託

保険契約者の死亡により、死亡保険金は受取人に支払われますが、保険契約者や受取人である妻や子どもが認知症等になり、生命保険金を請求しなかったり、請求できない不支給案件が増えているといわれています。生命保険信託は、被保険者である保険契約者が委託者になり、保険金受取人以外の親族を受託者、保険金の実質的な受取人を受益者、死亡保険金請求権を信託財産とする信託です。これにより保険契約によ

る死亡保険金請求権が信託財産として受託者に権利移転されます。

(9) 特定寄附信託

信託銀行等と契約した、公益法人や認定NPO法人などの公益法人等のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。寄附者は、寄附金等控除を受けられるほか、運用収益は非課税になります。

(10) 公益信託

個人や法人が、奨学金の支給、自然科学研究等の助成、社会福祉等の公益活動の助成等を目的として、金銭等の財産を信託するものです。一定の要件を満たす認定特定公益信託の場合、寄附金控除の適用や信託財産の相続税非課税など、税制上の優遇措置が取られています。

終わりに

1年間連載させていただいた「金融商品の基礎講座」はこれで終了となります。金融機関がよりいっそう「顧客本位の業務運営」を重視すると同時に、消費者も「消費者市民」として適切な金融行動をとることが求められています。そのため、この連載が少しでもお役に立てれば幸いです。

